

# 前回会合以降の進捗及び 意匠制度に関する近年の取組状況

## 意匠制度小委員会報告書(H26.1.31)における継続課題

### 1. ハーグ協定のジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に向けた対応

- (1) 両協定への加入に向けた法制面等の取組
- (2) 両協定に基づく運用面についての詳細検討（意匠審査基準ワーキンググループ）
- (3) 両協定に関するユーザーの利便性向上に向けた国際的取組

### 2. 画像デザインの保護拡充

- (1) 画像を含む意匠の登録要件（登録対象の拡充及び創作非容易性判断基準の明確化等）についての意匠審査基準改訂の具体的検討（意匠審査基準ワーキンググループ）
- (2) 事業者のクリアランス負担軽減のための、イメージマッチング技術を利用した登録意匠検索支援システムの提供
- (3) 意匠審査基準WGの検討結果を受けた、制度の在り方についての検討（本小委員会）

# 1. ハーグ協定のジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に向けた対応

## (1) 両協定への加入に向けた法制面等の取組

平成26年1月	意匠制度小委員会報告書「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について」
平成26年4月	意匠法改正法案(ジュネーブ改正協定対応)の可決・成立
平成26年5月	ジュネーブ改正協定及びロカルノ協定加入の国会承認
平成26年6月24日	ロカルノ協定の加入書をWIPOに寄託
平成26年9月24日	<u>ロカルノ協定の我が国での発効</u>
平成27年1, 2月	関係政省令(ジュネーブ改正協定対応)の整備
平成27年2月13日	ジュネーブ改正協定の加入書をWIPOに寄託
平成27年5月13日	<u>ジュネーブ改正協定の我が国での発効、改正意匠法等の施行</u>

### 【意匠の国際登録制度に関する説明会】

- ・昨年度(平成27年1~3月)、全国主要都市で計20回開催。
- ・今年度(平成28年1~3月)も、同様の説明会を開催予定。

# 1. ハーグ協定のジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に向けた対応

## (2) 両協定に基づく運用面の詳細検討

(意匠審査基準ワーキンググループ: 第1回(H26.10.10)～第3回(H26.12.16))

- ハーグ協定のジュネーブ改正協定に対応した改訂意匠審査基準の作成 (本資料別紙)
  - 我が国を指定国とする国際出願は、国際登録され、国際公表されると我が国の意匠登録出願とみなされることから、その出願(国際意匠登録出願)の実体的要件に関する審査判断は、国内出願についての審査判断に準じて行うことを明記。
  - また、国際意匠登録出願の意匠について、適切に認定、審査判断するために明確にする必要がある事項、及び、国際出願の受入れによって生じる国内出願の審査の考慮事項等について、意匠審査基準を追加整備。
  - 我が国での同協定発効(H27.5.13)以降、上記意匠審査基準に基づく運用を開始。
- ロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針の策定 (本資料別紙)
  - ロカルノ協定上の義務(国際意匠分類の表示)及び裁量事項(国際意匠分類の取扱い、使用)についての対応方針を策定。
  - 国際意匠分類の利便性向上に向けた、国際意匠分類の修正等に関する対応方針を策定。
  - 平成26年12月16日以降、上記方針に基づく運用を開始。

# 1. ハーグ協定のジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に向けた対応

## (3) 両協定に関するユーザーの利便性向上に向けた国際的取組

### ① ハーグ協定のジュネーブ改正協定

#### ➤ WIPO ハーグ制度の法的発展に関する作業部会(WG)

- 第4回WG(平成26年6月16~18日)において、各指定締約国での意匠の補正に関する情報の取得可能化、及び図面要件の適正化などについて検討。これらについては、下位規則が改正され、いずれも施行済み。
- 第5回WG(平成27年12月14~16日)において、意匠の開示に関する推奨事項や、国際出願時における指定国ごとの意匠の限定制度導入の可能性などについて検討。

#### ➤ 協定加盟国の拡大に向けた取組

- 特許庁専門家の海外派遣等による、協定加入候補国に向けた我が国の経験、取組についての情報共有支援。

ベトナム:意匠制度に関する協力(H25.8,H26.11)、中国:専門家会合(H26.9, H27.10)、ASEAN:WIPOワークショップ(H26.9)、インドネシア:JICA専門家派遣(H26.11)、カナダ:専門家会合(H27.10)等

- 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定において、協定締約国は、ジュネーブ改正協定への批准・加入に十分な考慮を払うことを明記(第18.56条)。

# 1. ハーグ協定のジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に向けた対応

## (3) 両協定に関するユーザーの利便性向上に向けた国際的取組

### ② ロカルノ協定

#### ➤ ロカルノ同盟第12回専門家委員会(平成27年10月26~30日)での検討

- 国際意匠分類(第10版)への製品リストの追加や注釈の記載に関する、加盟国からの約270件の提案について議論。我が国からは、日本意匠分類及び出願動向に基づき、産業用ロボット、炊飯器の製品リストへの追加等、約70件を提案し、おおむね提案どおりに採択。

#### ➤ 国際的な意匠分類の利便性向上に向けた取組

- 日米、日韓、日中の各専門家会合の枠組において、各国意匠分類及び国際意匠分類についての情報交換、並びに、相互協力し得る今後の取組について議論。
- 第1回意匠五庁(ID5)会合(平成27年12月3~4日、P11参照)において、今後、国際意匠分類及び自国の意匠分類に関する各庁の実務運用について比較研究を行うことについて合意。

## 2. 画像デザインの保護拡充

### (1) 画像を含む意匠の登録要件に関する意匠審査基準改訂の検討

資料2

- 意匠審査基準ワーキンググループにおける計5回(H27.3~H27.11)の検討を踏まえ、現行意匠法の下で対応可能な意匠審査基準改訂の考え方及び改訂意匠審査基準案を、平成27年11月20日に取りまとめ。

### (2) 画像意匠公報検索支援ツール(Graphic Image Park)の提供

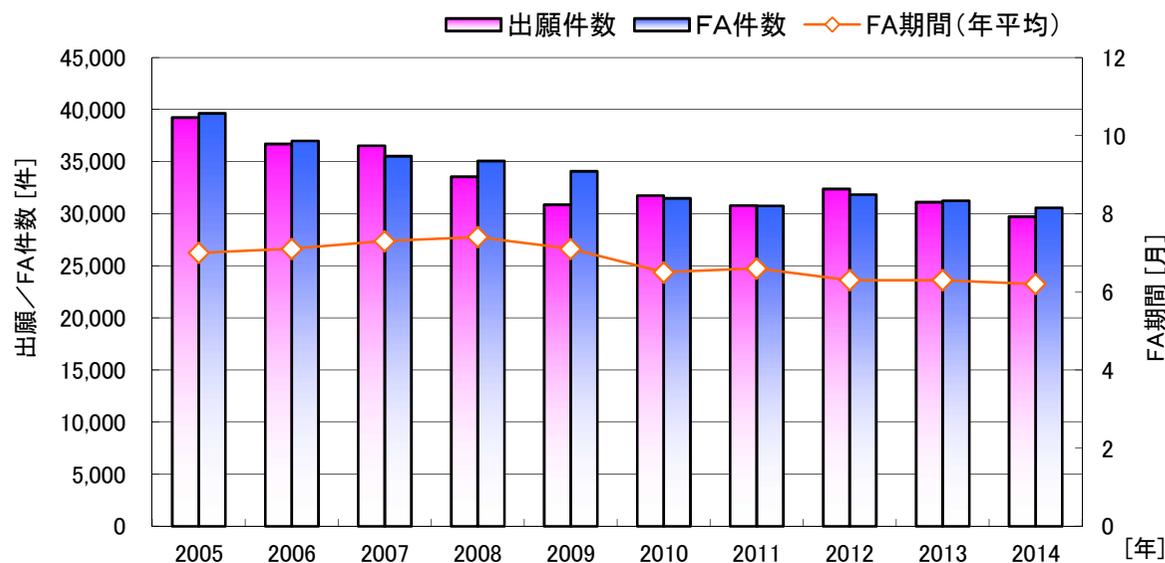
資料4

- 画像を含む登録意匠に関する、イメージマッチング技術を利用した検索支援システムの開発に着手し、独立行政法人 工業所有権情報・研修館のオンラインサービスとして、平成27年10月1日から、画像意匠公報検索支援ツール(Graphic Image Park)を提供開始。

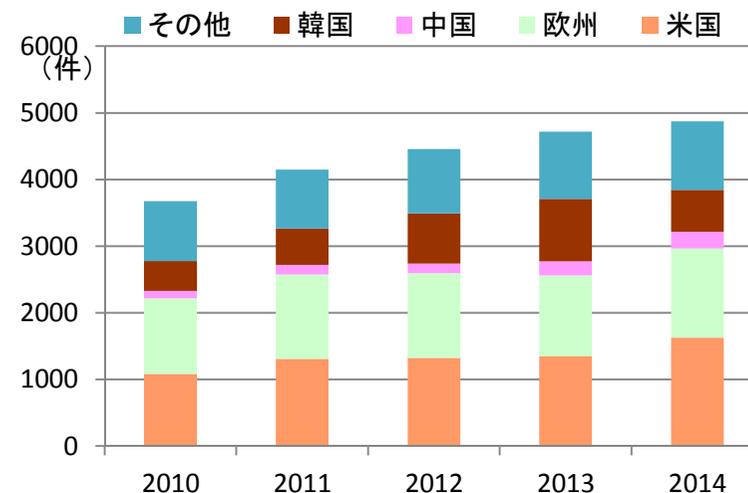
# 1. 我が国における近年の意匠登録出願、審査の状況

## ➤ 意匠登録出願、ファーストアクション（FA）の推移

- 出願件数は、30,000件前後で推移。（平成26年：29,738件）
- FA期間は、約6月で推移。（平成25年：6.3月、平成26年：6.2月）
- 海外から日本への出願は、年々増加傾向。（平成22年：3,673件、平成26年：4,870件）



## 海外からの意匠登録出願件数推移



### (参考) 主要実体審査国における近年の状況

#### 米国（2014年）

- ・出願件数： 34,742件
- ・平均FA期間： 13か月
- ・審査官数： 145名(さらに30～40名増員する予定)

#### 韓国（2014年）

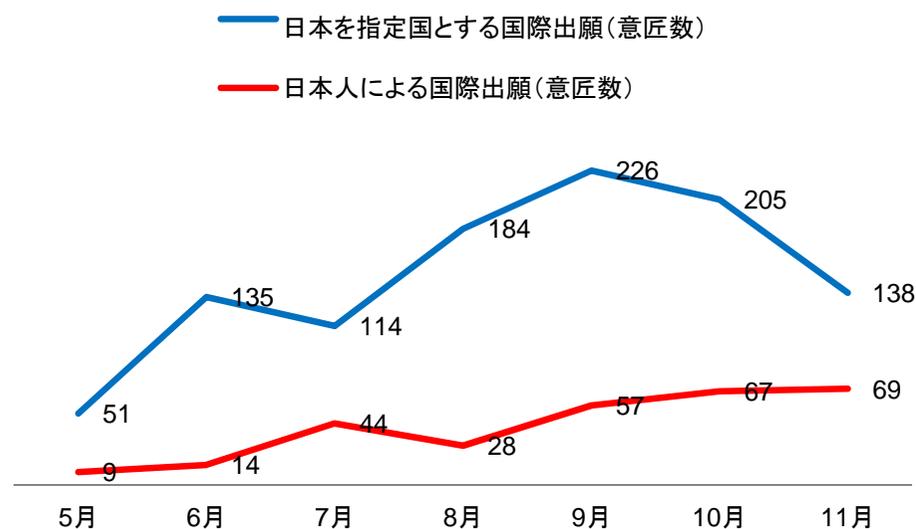
- ・出願件数： 67,593件(※一部分野は実体審査を行わない。)
- ・平均FA期間： 6.5か月(審査分野と無審査分分野の平均)
- ・審査官数： 約40名

※FA: First Actionの略。審査官による最初の審査判断結果通知の発送。FA期間は、出願日から審査結果通知発送日までの期間。

# 1. 我が国における近年の意匠登録出願、審査の状況

## ➤ ハーグ協定ジュネーブ改正協定に基づく国際出願の利用推移

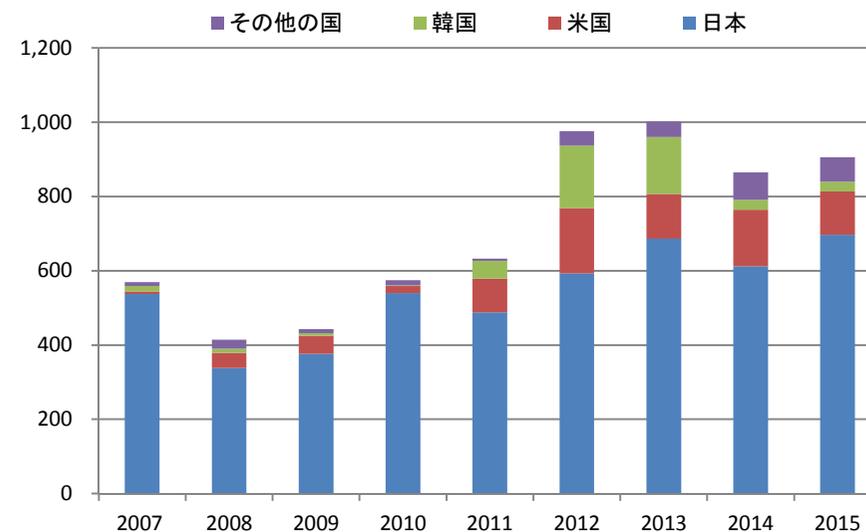
- 我が国を指定国とする国際出願は、5月以降、増加中。  
(11月末までの出願意匠数:1,053件)
- 我が国の出願人による国際出願も、次第に拡大の傾向。



※WIPO公表数値から作成

## ➤ 画像を含む意匠の出願件数推移

- 画像を含む意匠の出願件数は、近年増加傾向。
- 外国出願人による出願が変動する中、国内出願人による出願は堅調に推移。



※2007年は4月1日以降  
2015年は11月分までの暫定値

## 2. 意匠審査の品質管理の取組

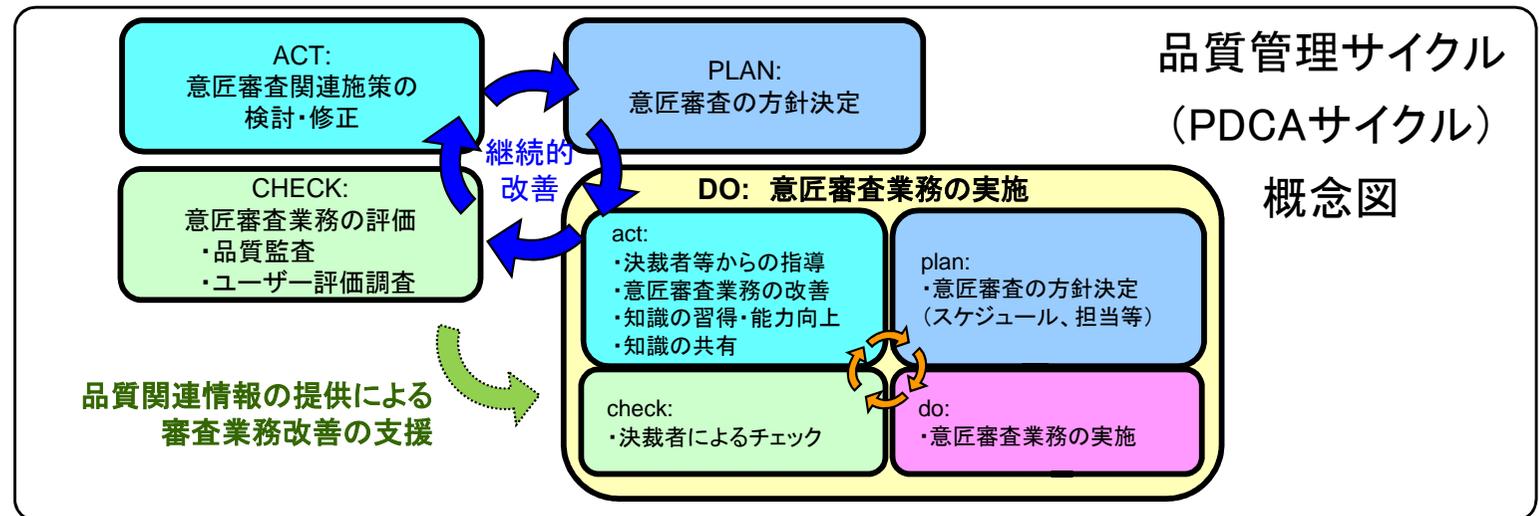
- 世界最高品質を目指し、意匠審査の質の維持・向上のための基本原則となる「意匠審査に関する品質ポリシー」を策定、2014年8月に公表。また、「意匠審査の品質管理に関するマニュアル」を2014年12月に公表、2015年6月に一部改訂。
- 「意匠審査に関する品質ポリシー」に基づき、PDCAサイクルに沿った意匠審査の質の維持・向上を実現。
- 外部有識者によって構成された委員会により、品質管理の実施状況、実施体制を評価。

### 【意匠審査に関する品質ポリシー】

- ・ 強く・広く・役に立つ意匠権を設定します
- ・ 幅広いニーズや期待に応えます
- ・ 全ての職員が、関係者とも協力しつつ質の向上に取り組めます
- ・ 国際的な意匠審査の質の向上に貢献します
- ・ 継続的に業務を改善します
- ・ 職員の知識・能力を向上させます

**審査品質管理  
小委員会**

意匠審査の品質管理  
の実施体制、実施状  
況等の客観的な評価

### 3. 意匠制度を巡る近年の国際的動向

- ハーグ協定のジュネーブ改正協定に関する国際的動向
  - 2014年7月の韓国の加盟に続き、2015年5月に米国及び日本が加盟したことにより、欧州諸国をはじめとする計49の国及び政府間機関が、同協定の締約国となっている。(2015年11月現在)
  - 中国、ロシア、英国、カナダ、ASEAN諸国等が、現在加入準備中又は検討中。
- ロカルノ協定に関する国際的動向
  - 2014年1月にポーランド、同年9月に日本が加盟したことにより、欧州諸国、中国、韓国を含む計54か国が、同協定の締約国となっている。(2015年11月現在)
- 画像デザインの意匠保護に関する国際的動向
  - 中国では、専利審査指南(審査基準相当)の改正により、2014年5月1日から、グラフィカル・ユーザ・インターフェイスを含む製品のデザイン(※)を、専利法に基づく外観設計(意匠)の保護対象として追加。  
(※ 製品機能の実現と無関係な壁紙等の画像を除く。)

### 3. 意匠制度を巡る近年の国際的動向

#### ➤ 意匠五庁(ID5)会合の創設

- 国内外におけるデザインの重要性の高まりを受け、世界の意匠出願の約9割を占める、日本国特許庁(JPO)、米国特許商標庁(USPTO)、欧州共同体商標意匠庁(OHIM)、中国国家知識産権局(SIPO)、韓国特許庁(KIPO)、の主要五庁による国際協力の枠組みとして、平成27年12月、意匠五庁(ID5)会合を創設。
- 第1回年次会合は、平成27年12月3～4日、米国USPTOにおいて開催され、五庁間で意匠分野の協力を推進していくことについて合意し、今後とり組みを進める13のプロジェクトを採択。



日本国  
特許庁  
(JPO)



米国  
特許商標庁  
(USPTO)



欧州共同体  
商標意匠庁  
(OHIM)



中国国家  
知識産権局  
(SIPO)



韓国  
特許庁  
(KIPO)

#### (参考) 意匠保護に関する国際的な検討及び協力の枠組

##### WIPO関連

- ハーグ作業部会
- ロカルノ専門家委員会
- SCT会合

##### マルチ会合

- 意匠五庁(ID5)会合
- 日中韓デザインフォーラム
- 日中韓意匠専門家会合

##### 途上国への協力

- 専門家派遣
- 研修生受入

##### バイ会合

- 日米意匠審査官協議
- 日米意匠分類専門家会合
- 日韓意匠専門家会合
- 日中意匠専門家会合
- 日欧意匠審査官会合 等

## 意匠審査基準ワーキンググループ中間報告

「ハーグ協定のジュネーブ改正協定に対応した意匠審査基準の改訂及び  
ロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針について」(平成26年12月)

## 1. ハーグ協定のジュネーブ改正協定に対応した意匠審査基準の改訂

## (1) 意匠審査基準等の検討の論点とその対応方針

平成26年の特許法等の一部改正により、意匠法において、ジュネーブ改正協定に基づく国際出願を我が国の意匠登録出願として受け入れるための改正がなされ、当該改正により、日本国特許庁では現行の国内出願とは異なる手続形式による国際出願を取り扱うこととなることから、

①我が国の意匠登録出願とみなされた国際出願(以下「国際意匠登録出願」という。)を我が国の意匠登録出願として適切に審査するために意匠審査基準において明確にする必要がある事項(国際登録簿に記録された事項と意匠登録出願の願書又は図面に記載すべき事項との対応関係等)

②国際出願の受入れによって生じる国内出願の審査基準への影響(先願が国際意匠登録出願である場合の先後の判断等)

③ジュネーブ改正協定の規定を踏まえた審査手続の進め方(ジュネーブ改正協定の規定に基づく拒絶の通報をすべき場合等)

などの観点から計26の論点を整理し、その対応方針をまとめた。

## (2) 改訂意匠審査基準

上記論点整理及びその対応方針を踏まえ、改訂意匠審査基準案を作成し、意見募集手続を経て改訂意匠審査基準を取りまとめた。

当該改訂意匠審査基準は、特許法等の一部を改正する法律(平成26年5月14日法律第36号)附則第一条第三号で定めるジュネーブ改正協定に関連する規定の施行日(ジュネーブ改正協定が日本国について効力を生じる日)以降に審査される出願に適用するものとする。

## 2. ロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針

ロカルノ協定は、同盟国に対する協定上の義務(国際意匠分類の表示)を定める一方、同盟国に一定の裁量が認められる事項(国際意匠分類の取扱い、国際意匠分類の使用)も定めている。

これらの義務及び裁量に係る事項について、我が国における取扱いの対応方針をまとめるとともに、国内出願に対してより精選した国際意匠分類の付与を行うための対応方針と、国際意匠分類の利便性向上に向けた国際意匠分類の修正等に関する対応方針とをまとめた「ロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針」を、意見募集手続を経て取りまとめた。以後、この方針に従い、国際意匠分類の運用を行うものとする。

以上